

松江市 Google ビジネスプロフィール活用支援セミナー企画・運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 7 月

松江市 観光部 観光振興課

1 業務名

松江市 Google ビジネスプロフィール活用支援セミナー企画・運營業務委託

2 趣旨

(1) 目的

国内のみでなく、インバウンドも含め、観光客の多くが利用する Google マップにおいて、店舗や事業所情報を無料で管理・掲載できる Google ビジネスプロフィールを活用することで、観光客はより情報取得が容易になり、利便性向上と周遊促進が図られ、事業者は集客の向上を期待できる。

本事業を通して、参加事業者が Google ビジネスプロフィールの効果的な活用を身に着け、自社の魅力を的確に発信できるようになることで、観光客の周遊促進及び事業者の売上向上へと繋がり、持続可能な観光地の受入環境整備に資することを目的とする。

(2) 概要

Google ビジネスプロフィールの効果的な活用方法について学ぶとともに、実践してもらうためのセミナーを開催する。初期設定・登録から日々の運用、写真/動画の投稿、口コミ対策、インバウンド対策、活用事例など、セミナー受講後も効果的な情報発信が実施できる内容とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで

4 提案上限額

提案上限額は、3,312,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務内容

別紙「松江市 Google ビジネスプロフィール活用支援セミナー企画・運營業務委託 仕様書」による。

6 応募資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる事項を全てを満たす者とする。

- (1) 令和 7・8・9 年度松江市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

(6) 所得税、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。

7 選定スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 実施要項等の提示 | 令和7年7月18日（金） |
| (2) 質問書の提出期限（提案者） | 令和7年8月1日（金）12時まで（必着） |
| (3) 質問書に対する回答期限（発注者） | 令和7年8月5日（火） |
| (4) 参加意思表明書提出期限 | 令和7年8月12日（火）12時まで（必着） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月25日（月）12時まで（必着） |
| (6) プレゼンテーション実施（予定） | 令和7年9月3日（水） |

※プレゼンテーションの時間については後日、通知する。

- | | |
|------------------|--------------|
| (7) 選定結果通知（内定通知） | 令和7年9月5日（金） |
| (8) 契約予定日 | 令和7年9月12日（金） |

8 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ・ 質問書（様式1） 【提出部数：1部】
- (2) 提出期限：令和7年8月1日（金）12：00まで（必着）
- (3) 提出先：松江市観光部観光振興課観光係
- (4) 提出方法：持参・FAX・郵送・メールのいずれか
- (5) 企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。
- (6) 回答期限：令和7年8月5日（火） 市ホームページに掲載

9 参加申し込み

- (1) 提出書類
 - ・ 参加意思表明書（様式2） 【提出部数：1部】
 - ・ 誓約書（様式3） 【提出部数：1部】
- (2) 提出期限：令和7年8月12日（火）12時まで（必着）
- (3) 提出先：松江市観光部観光振興課観光係
- (4) 提出方法：持参又は郵送
- (5) 参加意思表明を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記提出先へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

10 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、次の書類を紙媒体で指定する部数と電子データ PDF (DVD-R にて提出) にて提出すること。書類は A4 両面とし、企画提案書は 10 枚以内とすること。なお、提出した書類は返却しない。

(1)

- ・募集申込書 (様式 5) 【提出部数：8 部 (本書 1 部、副書 7 部)】
- ・事業者概要 (様式 6) 【提出部数：8 部 (本書 1 部、副書 7 部)】
- ・企画提案書 (様式 7) 【提出部数：8 部 (本書 1 部、副書 7 部)】

(ア) 仕様等

- ・表紙は企画提案書 (様式 7) を使い、提案書は A4 版 (縦横問わず。必要に応じ A3 版の用紙を A4 のサイズに折り込むことは可能) とする。

(イ) 提案内容

- ①企画提案書の内容は仕様書で示した「5 委託業務内容」を全て満たすことを求めているので、すべての事項に対応した記述をし、記述内容に不備がないように十分注意すること。
 - ②セミナーの内容・開催回数・実施時期及び集客方法について具体的な内容を記載するとともに、セミナー参加者数の目標達成に向けた取り組みを具体的に記載すること。
 - ③オンライン配信及びアーカイブ配信について具体的な方法を記載すること。
 - ④セミナー開催後のアンケート回収方法について具体的な方法を記載すること。
 - ⑤業務の全体スケジュールを記載した工程表を作成すること。
- ・業務実施体制 (様式 8) 【提出部数：8 部 (本書 1 部、副書 7 部)】
 - ・見積書 (様式 9) 【提出部数：8 部 (本書 1 部、副書 7 部)】

(2) 提出期限：令和 7 年 8 月 25 日 (月) 12 時まで (必着)

(3) 提出先：松江市観光部観光振興課観光係

(4) 提出方法：持参又は郵送

11 審査方法

松江市 Google ビジネスプロフィール活用支援セミナー企画・運營業務委託公募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において審査を行う。

・プレゼンテーション

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 実施日 (予定)

令和 7 年 9 月 3 日 (水)

※詳細は、8 月 27 日 (水) に電子メールで通知する。

イ 出席者

1 者 3 名以内とする。

ウ プレゼンテーションの方法

- (i) プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること
- (ii) PowerPoint 等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

(※モニター及び HDMI ケーブルは発注者が用意する)

エ その他

- (i) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。
- (ii) プレゼンテーションの時間は 15 分以内とする。
- (iii) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

12 事業者の選定・審査・契約

(1) 選考方法と優先交渉権者の決定

- ア 市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。
- イ 評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ウ 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査項目	審査の視点	配点
①全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がなされているか。	10 点
	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10 点
②セミナーの企画運営	セミナーの内容は事業者が活用できる効果的な内容になっているか。	20 点
	セミナーの開催回数、実施時期は適切に設定されているか。	10 点
	オンライン配信・アーカイブ配信は参加者が視聴しやすい方法を検討・工夫されているか	10 点
③参加者募集に向けた広報・周知	参加者の募集に関する広報や周知などの取り組みは参加者目標に対して適切な内容になっているか。	20 点
④運営体制	主担当やチーム体制は明確であるか。業務全般に柔軟な対応が可能か。	5 点
	企画からセミナー開催、アンケート結果の回収・分析までのスケジュールは実現可能な提案がされているか。	5 点
⑤実績等	過去の企画・運営業務の実績は十分か。	5 点
⑥価格	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5 点
合計		100 点

(2) 審査結果

- ア 審査結果については、プレゼンテーションを行った者全員に対し、9月5日（金）（予定）に通知する。
- イ 松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

(3) 契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び仕様書、第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整のうえ、内容を決定する。なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (4) 提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 本事業の優先交渉権者には、契約の締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。なお、事業統括責任者及び連絡窓口担当者は受注者が担うこと。
- (7) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

14 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市役所 観光部 観光振興課 観光係 担当者 河原

所在地 〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5214 0852-55-5634

電子メールアドレス kankou-kakariatmarkcity.matsue.lg.jp

※「atmark」は@へ読み替えするものとする。